

東京医療保健大学教員評価規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学における教育研究の質の向上及び活性化を図るため、教員の教育研究活動等の実績・成果の評価(以下「教員評価」という。)等に関し、必要事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 教員評価の対象は、専任の教授、准教授、講師及び助教の職にある者とする。ただし、教員評価を行う当該年度に採用された教員は対象としない。

(教員評価に関する基本方針)

第3条 教員評価に関しての基本方針は次のとおりとする。

- 1 教員評価は、教員の資質の向上と自らの能力開発の一助とすること。
- 2 教員評価は、教員の優れた取り組みを評価するプラス評価を原則とすること。
- 3 教員評価のための評価データは教員からの自己申告とすること。

(教員評価項目)

第4条 教員評価項目は、「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の3項目とする。

(評価実施方法等)

第5条 教員評価に当たっては、各教員に係る「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の各項目の業績評価により行う。

- 2 各教員は毎年5月1日現在で前年度の教育研究活動等に関する具体的な取り組み内容について、別紙「教員評価データ入力(記述)要領」等に基づき、5月末日までにデスクネット上の教員評価データ(様式1~4)に入力(記述)する。
- 3 各学科長等は、前項の各教員の教員評価データに評価結果を入力(記述)する。

(評価結果の反映等)

第6条 学長は、各学科長等が入力(記述)した評価結果に基づき、「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の各項目の業績が特に顕著であると認められる教員については、処遇等への反映を行う。

- 2 学長は前項の教員に対しては、東京医療保健大学就業規則に基づく「表彰制度」を活用して教員表彰を行うよう理事長に上申する。
- 3 理事長は、学長からの上申に基づき表彰を行う。
- 4 学長は、表彰を受賞した教員のうち、業績が特に顕著な教員に対して、学長裁量経費の中から特別教育研究費を配分することができる。

(教員評価データの取り扱い)

第7条 教員評価データの取り扱いには十分な注意を払い、教員評価データは公表しない。また、教員評価データの保存期間は、「学校法人青葉学園文書管理規則」別表に定める文書保存期間基準に基づき5年とする。

(事務)

第8条 教員の教育研究活動等に係る評価に関する事務は、総務人事部が行う。

(規程の改訂)

第9条 この規程の改訂は、大学経営会議において決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。